

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、佐久市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、佐久市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「特別職報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該特別職報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他市民のうちから、必要の都度、市長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第2条の規定により選任されたものとみなされる副市長で、平成19年6月1日に在職するものに、第2条の規定による改正後の佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により支給する期末手当の額の算定については、新条例第5条の規定によりその例によることとされる佐久市職員の給与に関する条例（平成17年佐久市条例第45号）第41条第1項に規定する在職期間に、この条例の施行の日前に助役として在職していた期間を通算して、新条例第4条の規定を適用する。

附 則（平成20年9月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第39号抄）

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。